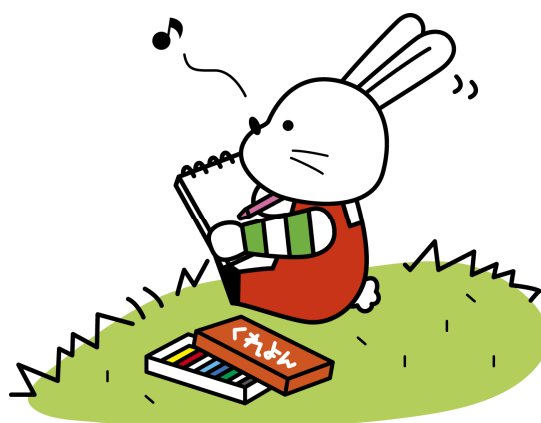




福島市まちなか広場 使用の手引き

令和7年4月1日【第7版】
都市政策部 市街地整備課



福島市観光PRキャラクター『ももりん』

目次

はじめに P.1

第1章 広場の目標像 P.2

第2章 広場の概要

1. 施設の概要 P.3

2. 広場の使用 P.4

3. 設備等の使用 P.5

4. 使用料の減免等 P.7

5. 制限事項 P.7

6. 管理責任、免責及び損害賠償 P.8

7. 使用料の還付 P.9

8. 関係法令の遵守 P.9

9. その他 P.9

第3章 広場使用申請マニュアル

1. 広場の使用の流れ P.10

ステップ1 空き状況の確認

ステップ2 事前相談

ステップ3 申請書の提出

ステップ4 使用許可と使用料の納入

ステップ5 各種変更手続き

2. 申請手続きフロー P.14

(1)通常の場合

(2)使用の変更（使用料の増減）がある場合

(3)使用の変更（使用料の減額）がある場合

はじめに ～使用の手引きの目的と位置づけ～

「福島市まちなか広場 使用の手引き」（以下「手引き」という。）は、福島市まちなか広場（以下「広場」という。）を使用される方に、広場の設置目的に即した適正で安全な使用を行なっていたくとともに、各種手続き等を円滑に行うため、使用の基本ルール、配慮事項、申請手順などをとりまとめたものです。手引きに基づき、各種申請、協議、許可の手続きを行なってください。

手引きは、福島市が定める「福島市まちなか広場条例（福島市条例第 10 号）」（以下「条例」という。）や「福島市まちなか広場条例施行規則（福島市規則第 34 号）」（以下「施行規則」という。）等に基づき作成しております。

広場を使用される皆さまにおかれましては、手引きや関係法令を十分理解し遵守したうえで、広場の特性や来街者の安全面に最大限配慮した円滑な実施運営を行なっていただくようお願いいたします。

なお、手引きは、令和 7 年 4 月 1 日時点のものです。予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。



第1章 広場の目標像

広場は、皆さまが日常的に集い憩える場として整備した公の施設です。広場での活動を通して、街なかのにぎわいの創出や回遊性の向上を図り、もって中心市街地の活性化及び防災性の向上を実現していきます。



日常の光景



イベント時の光景

第2章 広場の概要

1. 施設の概要

①広場

◇位置：福島市本町 17 番 1

◇面積：約 1,419 m²（貸出部分面積：1,200 m²）

◇主な施設等

- ・大屋根 ・緑地 ・水飲み場 ・給水栓 ・照明設備 ・イベント用電源 ・可動式ベンチ
- ・サークルベンチ ・Wi-Fi 設備 ・施設管理カメラ ・案内サイン ・スピーカー ・時計



②パセオ自転車駐車場

◇位置：福島市置賜町 3 番 1

◇面積：469 m²

◇主な施設等

- ・男子トイレ ・女子トイレ ・バリアフリースイレ ・倉庫（貸出備品） ・自転車置場
- ・原付置場 ・MOMORIN（ももりん）シェアサイクル ・施設管理カメラ



2. 広場の使用

(1) 使用形態

- ・広場を専用使用する場合は、市街地整備課へ申請が必要です。

(2) 専用使用面積：1,200 m²

※専用使用する面積が広場の一部分である場合でも、市街地整備課への申請が必要です。

(3) 使用時間、使用日数

- ・広場の使用時間は、原則午前7時から午後9時までです。（1日最大14時間）
- ・機材などの搬入、設営、撤去、搬出についても、上記の時間内に行なってください。
- ・ただし、大規模な設備等の搬入や音の出る作業などがある場合は、使用時間を調整させていただくことがありますので、事前に市街地整備課と協議してください。
- ・広場を連続して使用できる日数は、搬入出日も含めて、原則4日間です。

(4) 使用条件

- ・周辺への配慮や施設の構造上、以下の使用条件があります。特に音や臭いが出るイベント（ライブ、飲食などを伴うもの）や車両の乗り入れ・駐車を伴うイベントについては、事前に市街地整備課と協議してください。

①音量制限

- ・広場での音量は、80 デシベル程度となるようお願いします。
使用前にデジタル騒音計を貸し出しますので、イベント時に指定の測定場所で測定してください。

②車両（重量）制限

- ・乗り入れができる車両は、総重量が14トン以下のものに限りします。
- ・乗り入れ口や車両走行可能な範囲は、下図のとおりです。
- ・使用許可の際に、駐車許可証を発行します。使用中、駐車許可証をフロントガラスの目立つ場所に必ず掲示してください。
- ・車両の乗り入れは駅前通り側（南側）からのみです。
- ・乗り入れの際は歩行者に十分注意してください。
- ・乗り入れの際は専用の鍵で指定の車止めを外してください。
- ・車両乗り入れ時以外は車止めに元に戻してください。
- ・広場内の給水栓などの蓋には乗らないでください。

③養生・原状回復

- ・広場で飲食ブースを設ける場合は、ブロックに汚れや臭いが浸透しないようにシートやマットを敷くなど養生を行ってください。
- ・広場内のブロックや各施設を汚した場合は、使用



者の責任において清掃を行い、原状回復をしてください。

④その他

- ・トイレはパセオ自転車駐車場内を使用するよう案内してください。トイレの利用時間は午前7時から午後9時までです。（市から案内のプレートを貸し出しますので、イベント開催時に広場に掲示してください）
- ・施設内は全面禁煙です。
- ・施設の使用後は、使用した箇所の施錠を確実に行ってください。
- ・ゴミの回収を確実にこなしてください。

(5) 広場使用料

- ・広場使用料は下表のとおりです。
- ・使用料は、条例で定められています。
- ・使用料は、納入通知書に記載の納入期限日までに必ず指定の金融機関で納めてください。

○広場使用料

区分	単位	使用料
電気、水道を使用する場合	1時間につき	600円
電気、水道を使用しない場合	1時間につき	540円

※区分の欄中「電気」、「水道」及び「電気、水道を使用する場合」とは、以下のとおりです。

- ・「電気」…広場内の電気設備（100V専用、15A×4口×3箇所）
- ・「水道」…広場内の上下水道設備
- ・「電気、水道を使用する場合」…電気又は水道を使用する場合若しくはその両方を使用する場合
ただし、夜間照明や水飲み・手洗いなどの使用は対象となりません。

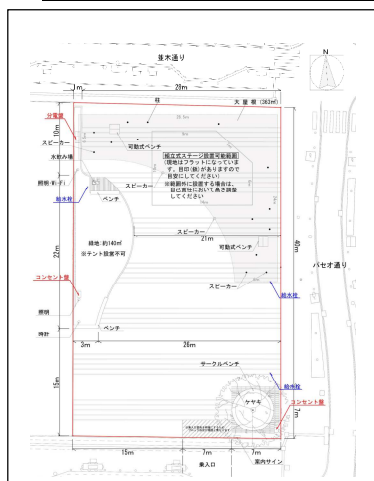
3. 設備等の使用

広場内でお使いいただける設備等は以下のとおりです。設備等の使用にあたっては、「福島市まちなか広場使用申請書（様式第1号）」に使用する設備等を記入する必要があります。

(1) 設備の種類

- ・設備の種類は下表のとおりです。

種類	内容・位置	備考
電気設備	分電盤・コンセント盤	電力の変更・増設不可※1
水道設備	給水栓	



※1 広場内電源からの電力では足りない場合は、十分な安全対策を行い、消防への届出を行った上で、発電機などの別電源をご準備ください。勝手に増設工事等を行った場合は、使用許可を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

- ・広場には、電気設備や水道設備が整備されています。電気や水道を使用する場合、使用料は広場使用料に含まれていますので、別途お支払いいただく必要はありません。



- ・ただし、電気・水道の使用にあたっては、漏電や漏水に注意するとともに、必要最低限の使用に努めてください。
- ・冬季期間は、凍結防止のため水道の不凍栓を閉栓しております。水道を使用の際はご相談ください。
- ・**Wi-Fi を設置しているため、2.4GHz 帯のマイク等を使用すると音飛びの可能性があります。**

(2) 備品使用料

- ・広場の使用申請者に対して、以下の備品を貸し付けしています。
- ・備品の使用を希望される場合は、「まちなか広場貸出備品チェックリスト」を提出していただきます。
- ・放送設備以外は、広場の約50m北側に位置する「パセオ自転車駐車場」の倉庫から使用者が自ら運搬していただくことになります。



区分	単位	使用料	数量	備考
テント	1 張 1 回につき	500 円	大 (3×6m) 2 張 中 (3×4.5m) 4 張 小 (3×3m) 9 張	ワンタッチ式・横幕なし ウエイトはセットで貸出
テーブル及び椅子	1 式 1 回につき	1,000 円	木製丸テーブル 10 台 木製椅子 40 脚	
組立式ステージ (アルミ製)	1 式 1 回につき	2,000 円	最大約 49 m ² (W9×D5.4×H0.8m) ステージ天板 60 枚 ステップ 2 段型 2 組付き	 ステージ取扱動画 ※詳細図を HP に掲載
人工芝マット	1 式 1 回につき	600 円	12 ロール (1 ロール : 1.8×10 m) 最大約 218 m ²	
ミスト発生機	1 台 1 回につき	1,300 円	2 台	簡易移動式ファン型ミスト用ホース (10m、30m) 及び電源ドラムはセットで貸出
放送設備	1 式 1 回につき	2,400 円	ワイヤレスマイク 2 本 有線マイク 1 本 ピンマイク 1 本 マイクスタンド 1 本	ワイヤレスマイク及びピンマイクは 800Mhz を使用

※その他、無償で貸し出し可能な物もあります。

(中テント横幕(1張)、小テント横幕(1張)、長テーブル(24台)、パイプ椅子(58脚)、運搬用台車(2台)、木製ベンチ(5基)、カラーコーン(30個)・バー(20本)

- ・単位の欄中「1式」と記載のある備品については、貸出数量に関わらず同一料金となります。
- ・単位の欄中「1回」とあるのは、使用の許可を受けた回ごとの、当該許可を受けた時間内における使用をいいます。ただし、当該許可を受けた期間が翌日以降にわたる場合は、1日(1日に満たない端数があるときは、1日として計算します。)につき1回となります。
- ・備品使用料は、広場使用料とあわせてお支払いいただきます。

4. 使用料の減免等

(1) 使用料の特例

- ・福島駅東口地区第一種市街地再開発事業の工事期間中のにぎわい創出や街なかにおける若者の活動促進のために、以下に該当する方が広場を使用する場合、使用料を免除します。
- ・使用料免除は、広場使用料と備品使用料を足し合わせた額をもとに計算します。
- ・対象となる方は、申請書を提出する際、学生証や各種手帳の写しを添付してください。

対象者	免除率
申請のあった全ての方(再開発事業の工事期間中限定)	50%
学生など	100%
身体障がい者手帳などをお持ちの方	100%

(例) イベントの開催により2日間広場を使用する場合(電気、水道の使用あり)
使用日時: 令和7年4月12日(10時)から令和7年4月13日(21時)まで

使用備品: 組立式ステージ2日間使用

$(600 \text{ 円/時間} \times 25 \text{ 時間}^{\ast 1} + 2,000 \text{ 円/回} \times 2 \text{ 日}) \times 50/100 = 9,500 \text{ 円}$

4月12日: 11時間使用(10時から21時まで)

4月13日: 14時間使用(7時から21時まで)

※1 広場に夜間備品を設置したままにしている場合であっても21時から翌7時までについては、使用料を徴収しません。

(2) 使用料の減免

- ・以下に該当する場合、減免申請書の提出により、使用料の減免を受けることができます。
- ・使用料の減免は、広場使用料と備品使用料を足し合わせた額をもとに計算します。

対象者	減免率
市又は市の機関の共催により使用する場合	50%
市内の国、独立行政法人又は他の地方公共団体が公益のために自ら使用する場合	50%

5. 制限事項

- ・基本的に広場への立ち入りが自由であるという特殊性や街なかを行きかう人々の安全・安心を確保するため、次の行為を制限します。

(1) 禁止行為

- ・以下の行為は、一般の使用者及びイベント等を実施する使用者において、いかなる場合も禁止とします。
 - ①施設等を滅失し、又は毀損すること。
 - ②他人に迷惑をかける行為又は危害を及ぼすおそれがある行為をすること。
 - ③市長が広場の管理運営上支障があると認める行為。
- ・イベント等を実施する使用者は、以下についても禁止とします。
 - ④使用申請内容と異なる目的で利用すること。
 - ⑤使用する権利の全部又は一部を第三者へ譲渡、転貸すること。



(2) 行為の制限

- ・以下の行為は、許可が必要です。以下の行為を行う場合は、「福島市まちなか広場行為申請書（様式第5号）」を市街地整備課へ提出してください。
 - ①物品の販売、頒布その他これらに類する行為をすること。
 - ②広告、宣伝その他これらに類する行為をすること。
 - ③興行を行うこと。
 - ④募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
 - ⑤業として写真又は映画を撮影すること。
 - ⑥発表会、集会、展示会その他これらに類する催しをすること。
 - ⑦火気を使用すること。
 - ⑧車両を乗り入れ、又は止めておくこと。



(3) 使用の制限

- ・以下の場合は、使用申請があっても使用の許可を受けることができません。
 - ①公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - ②集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行なうおそれがある組織及びその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。
 - ③施設等を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。
 - ④その他管理運営上支障があるとき。
- ・以下の場合は、使用の許可を変更、停止、取消をすることがあります。
 - ①条例又は施行規則に違反したとき。
 - ②使用の許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。
 - ③使用の制限のいずれかに該当したとき。
 - ④偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
 - ⑤公益上やむを得ない理由が生じたとき。



6. 管理責任、免責及び損害賠償

- ・使用期間中に発生した事故については、使用者自身のみならず関係業者や参加者の行為であっても、すべて使用者に責任を負っていただきます。したがって、事故防止には万全を期してください。万が一、事故が発生した場合は、すみやかに警察など関係機関へ連絡後、市街地整備課へ報告してください。
- ・使用期間中に広場の施設及び設備、備品を滅失、毀損したときは、その損害額を賠償していただきます。すみやかに「福島市まちなか広場滅失（毀損）届（様式第12号）」を市街地整備課へ提出してください。
- ・使用期間中に使用者が持参した物品又は現金、貴重品については、使用者の責任において管理してください。使用者の物品等に損害が生じて、市はその損害を負いません。
- ・条例第7条に定める使用許可の取消し等に伴い、使用者に損害を及ぼすことがあっても、市はその責任を負いません。（使用者が使用ルール等に違反した場合のほか、新型コロナウイルス等による緊急事態宣言の発令や災害その他緊急事態の発生により広場が使用できなくなった場合も該当します。）

7. 使用料の還付

- ・次のいずれかに該当する場合は、納入済の使用料を還付します。
- ・使用料の還付を受ける場合は、「福島市まちなか広場使用料還付申請書（様式第10号）」を市街地整備課へ提出してください。

①使用者の責めによらない理由により使用できない場合・・・**全額還付**

※大規模災害により広場を緊急避難場所として使用する場合や新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の発令など、市（施設管理者）の事情により施設の使用が不可となった場合が対象です。

※天候不良（降雨・降雪・強風）による使用料の還付はできかねますのでご注意ください。

②使用日の3日前までに使用の取消しについて申請を行ない、使用の取消しの許可を受けた場合・・・**半額還付**

③使用日の3日前までに使用の変更について申請を行ない、使用の変更の許可を受けた場合・・・**減額された額**

8. 関係法令の遵守

- ・広場を使用する場合は、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など）を遵守してください。また、関係行政機関との調整や届け出が必要になる場合は、使用者が必要な手続きを行なってください。

9. その他

- ・広場内で落とし物、忘れ物を発見した際は、下記の警察署又は交番へ届け出てください。

届出先	住所	電話番号
福島警察署	福島市上町7番31	024-522-2121
福島駅前交番	福島市栄町1番1	024-522-1221



第3章 広場使用申請マニュアル

1. 広場の使用の流れ

- ・広場の使用にあたっては、オンライン申請にて事前相談を行なってください。事前相談終了後、仮予約となります。市街地整備課より事前相談の連絡がありましたら、必要な申請書などを作成し、市街地整備課へ提出をしてください。

※お電話での仮予約は受け付けておりません。

ステップ1 空き状況の確認

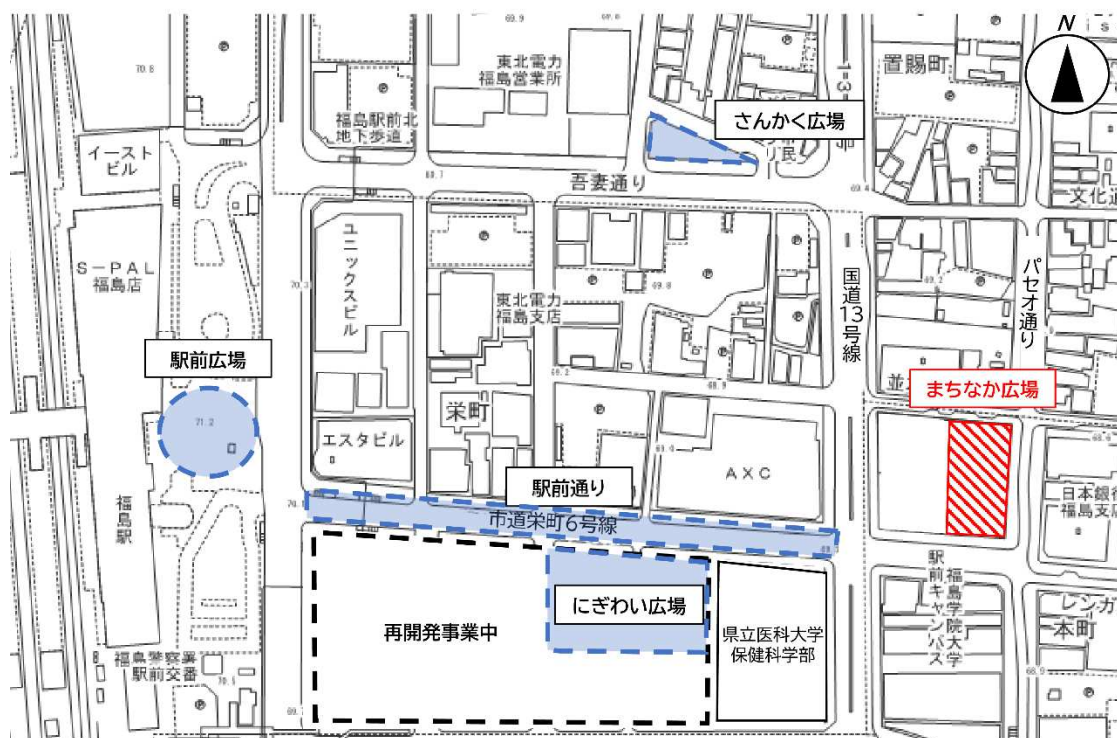
- ・広場の空き状況を福島市ホームページ『まちなか広場イベント予約カレンダー（右QRコード）』にてご確認ください。
- ・使用を希望する日が他の団体で予約済みの場合、駅前通りや駅前広場、さんかく広場でのイベント開催をぜひご検討ください。



まちなか広場
イベント予約カレンダー



【位置図】



【問い合わせ先（まちなか広場以外）】

駅前通りに関すること (ふくしま情熱通り実行委員会)	駅前広場に関すること	さんかく広場に関すること	にぎわい広場に関すること

ステップ2 事前相談

- ・空き状況を確認したら、オンライン申請（右QRコード）より事前相談を行なってください。

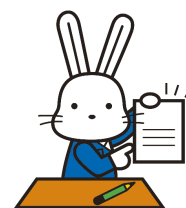


オンライン申請（事前相談）

- ・事前相談は、使用希望日の属する月の6か月前の初日（土日祝日を除く）から受け付けています。
- ・事前相談にあたっては、以下の書類をオンライン申請より提出してください。インターネットが使えない場合やオンライン申請システムが保守作業等により使用できない場合は、メールや郵送による提出も可能です。

- ①企画書などイベント概要が分かるもの
- ②広場使用レイアウト図
- ③そのほか、イベント内容を説明する書類など

- ・事前相談の申請後、市街地整備課で内容確認を行ないます。



ステップ3 申請書の提出

- ・事前相談の内容確認が終了次第、市街地整備課から申請者へ連絡します。事前相談終了の連絡がありましたら、すみやかに、オンライン申請（右QRコード）にて本申請を行ってください。



（諸事情により電子申請を使用できない場合、メールや郵送による下記様式の提出も可能）

オンライン申請（申請書の提出）

- ①福島市まちなか広場使用申請書（様式第1号）
 - ②福島市まちなか広場行為申請書（様式第5号）
 - ③福島市まちなか広場使用料減免申請書（様式第9号）（使用料減免の条件に該当する場合）
 - ④まちなか広場貸出備品チェックリスト（広場の貸出備品を使用する場合）
 - ⑤まちなか広場サインージ放映依頼書及びポスター（広場けやき前に設置のデジタルサインージにおけるイベント情報の放映を希望する場合）
 - ⑥乗入車両届出書（広場に車両を乗り入れる場合）
- ・オンライン申請または書類の提出は、遅くとも使用希望日の14日前までに行ってください。必要書類を期限までに提出いただけない場合、事前相談の際に仮予約した日程などを取り消すことがあります。時間に余裕をもって手続きをしてください。
 - ・オンライン申請または書類の提出時に広場への乗り入れ車両が決定していない場合、⑥の書類のみメールや郵送により後日提出することができます。ただし、遅くとも広場を使用する前日（土日祝日を除く）までには提出してください。駐車許可証を発行します。駐車許可証がない場合、広場への車両の乗り入れはできませんので、ご了承願います。

【参考】各書類の提出方法

手段	宛先	
オンライン申請	【事前相談】（再掲） 	【申請書の提出】（再掲） 
e-mail	shigaichi@mail.city.fukushima.fukushima.jp	
郵送	〒960-8601 福島市五老内町 3 番 1 号 福島市 都市政策部 市街地整備課 宛て	

※郵送の場合、使用希望日の 14 日前まで「必着」をお願いします。

ステップ4 使用許可と使用料の納入

- ・市は申請書の内容を確認した後、申請者へ「福島市まちなか広場使用許可書（様式第 2 号）」と「納入通知書」を郵送します。
- ・使用許可書は、使用が終わるまで大切に保管してください。
- ・納入通知書を受け取りましたら、使用料を必ず納入期限日までに指定の金融機関で納めてください。
- ・口座振り込みはできませんので、ご了承ください。
- ・納入期限日は、納入通知書に記載されています。

ステップ1からステップ3までは、14 ページ 2. 申請手続きフロー(1)通常の場合をあわせてご覧ください。

ステップ5 各種変更手続き

- ・使用許可書の交付を受けた後に、使用する内容または行為の内容を変更する場合には、使用する日の 3 日前までにびったりサービス（次項QRコード）より「福島市まちなか広場使用変更（取消）申請書（様式第 3 号）」または「福島市まちなか広場行為変更（取消）申請書（様式第 5 号）」を提出してください。（変更内容によって両方提出が必要な場合もあります）



びったりサービス（使用変更（取消）申請）



びったりサービス（行為変更（取消）申請）

- ・変更（取消）申請書を提出する際には、使用許可書（原本）を添えてください。
- ・変更の内容によっては、(1)使用料の追加納入、(2)使用料の減額及び還付の手続きが発生します。

(1)使用料の追加納入

- ・ 使用する日数や時間、使用する備品を追加する場合、使用料の追加納入が発生します。
- ・ 納入通知書（増額分）を交付しますので、納入通知書に記載の納入期限日までに指定の金融機関で納めてください。

ステップ4の(1)は、15 ページ 2. 申請手続きフロー(2)使用の変更（使用料の増額）がある場合をあわせてご覧ください。

(2)使用料の減額及び還付

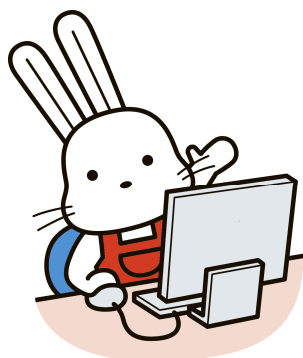
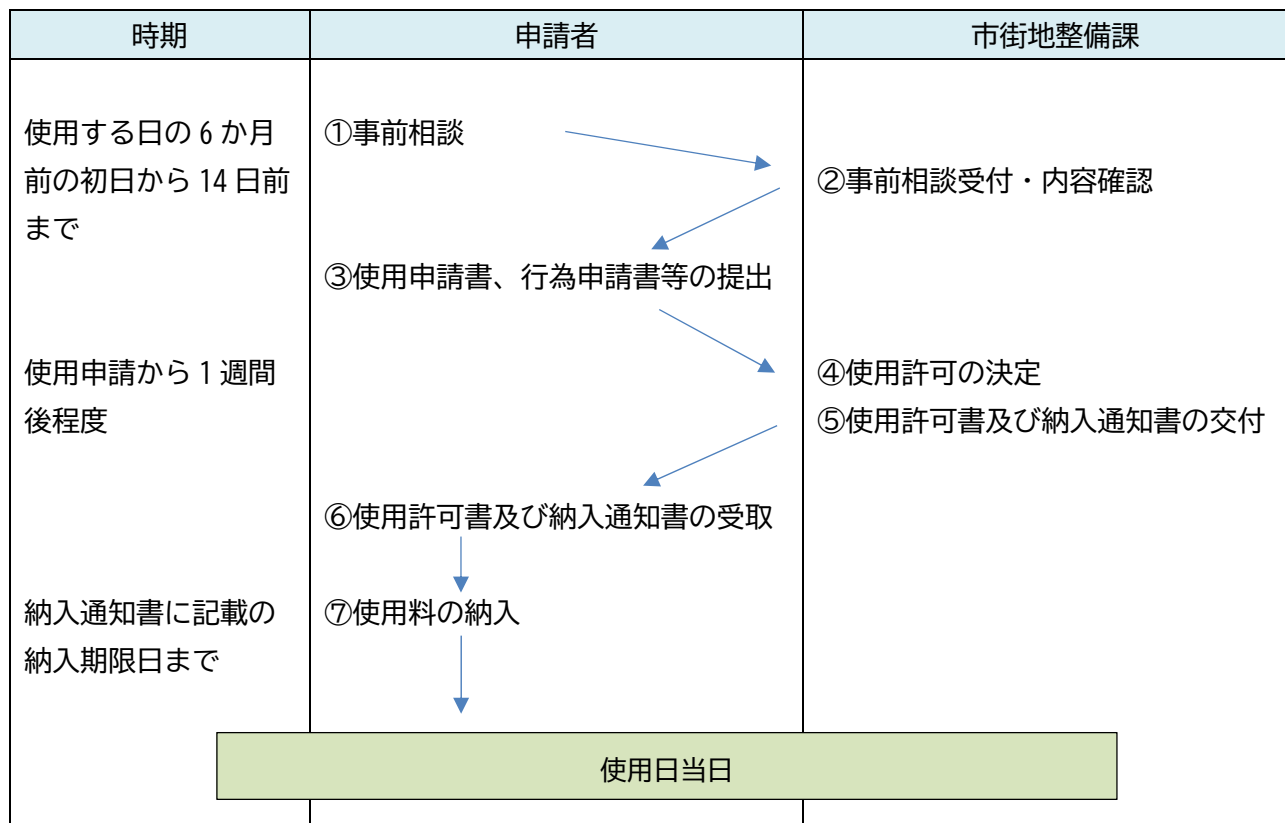
- ・ 使用する日数や時間、使用する備品を減らす場合、すでに納入いただいた使用料との差額を還付します。
- ・ 使用変更（取消）許可書の交付を受けた後、すみやかに「福島市まちなか広場使用料還付申請書（様式第10号）」を提出してください。
- ・ 使用料還付申請書の提出にあたっては、還付先の口座を確認するため、通帳の表面と1枚めくった部分の写しを添えてください。

ステップ4の(2)は、16 ページ 2. 申請手続きフロー(3)使用の変更（使用料の減額）がある場合をあわせてご覧ください。



2. 申請手続きフロー

(1)通常の場合

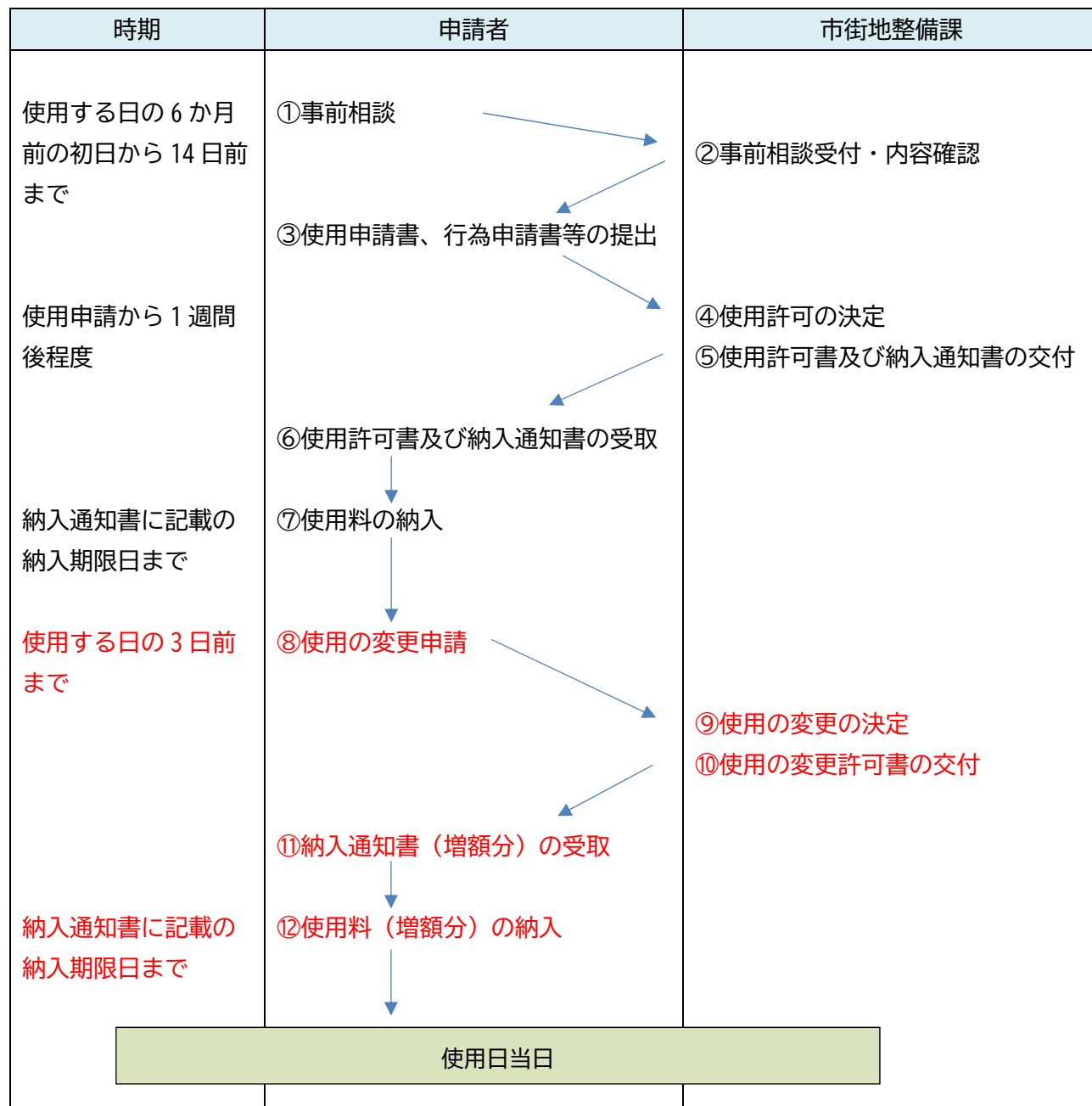


日にちに余裕をもって、
手続きをしましょう！

(2)使用の変更（使用料の増額）がある場合

・使用する日数（時間）を追加したい。使用する備品を追加したい。など

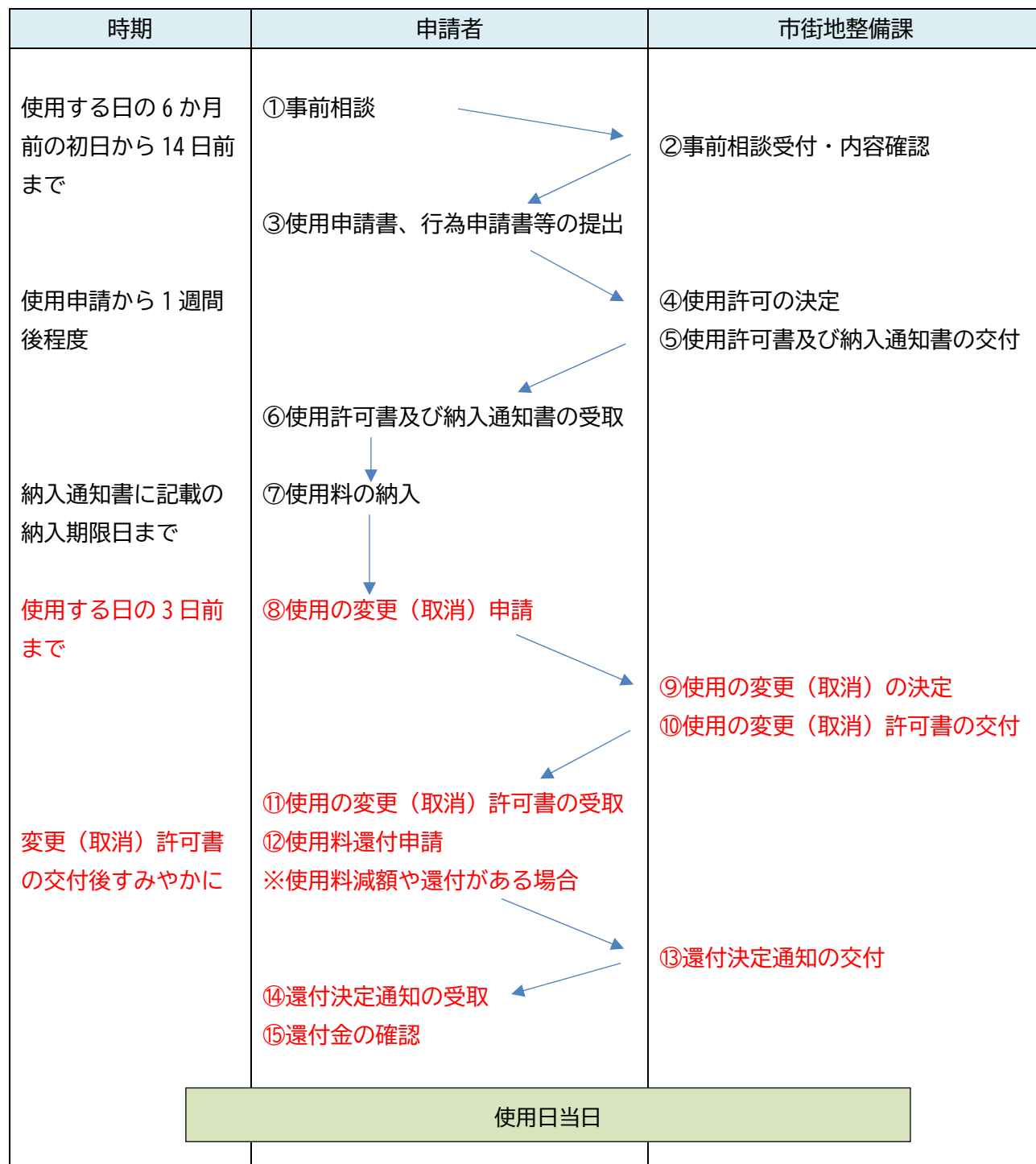
※使用の変更（取消）ができるのは、1 回限りです。事前相談や使用申請にあたっては、使用する時間や備品など十分に検討してください。



(3)使用の変更（使用料の減額）がある場合

- ・使用する日数（時間）を減らしたい。使用する備品を減らしたい。諸事情により使用を取り消したい。など

※使用の変更（取消）ができるのは、1 回限りです。事前相談や使用申請にあたっては、使用する時間や備品など十分に検討してください。



※使用日と還付金の入金日は前後します。

